

第7 税務機構に関する調

1	定数（平成18年度～平成22年度）	139
2	事務別税務職員配置数	139
3	職名別・級別・年齢別人員調	140
4	級別・本県在職年数別人員調	141
5	役付職員一覧表	142
6	税務機構	144
7	県税事務所の名称、所在地、管轄区域表	154

1 定 数

年 別	所 属	博 多	東 福 岡	西 福 岡	筑 紫	北 九 州 東	北 九 州 西	田 川	飯 塚 ・ 直 方	久 留 米	大 牟 田	筑 後	行 橋	計	税 務 課	合 計
平成19年 3月31日 現 在	事 務 その 他 合 計	90 1 91	74 2 76	80 2 82	45 2 47	67 3 70	66 1 67	17 4 21	63 8 71	88 4 92	15 2 17	16 2 18	16 2 18	637 33 670	68 2 70	705 35 740
平成20年 3月31日 現 在	事 務 その 他 合 計	90 1 91	74 2 76	80 2 82	45 2 47	67 3 70	66 1 67	17 4 21	63 8 71	88 4 92	15 2 17	16 2 18	16 2 18	637 33 670	72 2 74	709 35 744
平成21年 3月31日 現 在	事 務 その 他 合 計	89 1 90	73 2 75	79 2 81	44 2 46	66 3 69	65 1 66	16 4 20	62 8 70	87 4 91	14 2 16	15 2 17	15 2 17	625 33 658	72 2 74	697 35 732
平成22年 3月31日 現 在	事 務 その 他 合 計	86 1 87	72 2 74	73 2 75	41 2 43	67 3 70	63 1 64	17 4 21	63 7 70	84 4 88	15 2 17	15 2 17	16 2 18	612 32 644	70 2 72	682 34 716
平成23年 3月31日 現 在	事 務 その 他 合 計	84 1 85	71 2 73	71 2 73	40 2 42	65 3 68	62 1 63	17 4 21	60 7 67	81 4 85	15 2 17	15 2 17	16 1 17	597 31 628	72 2 74	669 33 702

2 事務別税務職員配置数

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 務 関 係		直 税 関 係		間 税 関 係		徴 収 関 係		計	
		臨時職員		臨時職員		臨時職員		臨時職員		臨時職員
本 庁	21	0	15	0	15	0	23	1	74	1
事務所等	84	4	204	59	34	0	368	0	690	63
合 計	105	4	219	59	49	0	391	1	764	64

3 職名別・級別・年齡別人員調

(平成23年5月1日現在)

区 分	副理事	課 長 副課長 所 長 副所長 企画監	課 長	課長補佐 参事補佐 稅務主幹		係 長 副 長 企画主査		事務主査		主任主事		主 事		小計	勞 務 職			合計
				6級	5級	5級	4級	4級	3級	3級	2級	2級	1級		主任 技能員	技 能 員		
				8級	7級	6級	6級	5級	5級	4級	4級	3級	3級		2級	2級	1級	
~25歳												1	49	50				50
26歳~30歳											3	3	6	12				12
31歳~35歳										29	2			31				31
36歳~40歳								35	1	53				89				89
41歳~45歳					1		3	95	1	6				106				106
46歳~50歳		1	1	4	2	3	30	74						115	2	1		118
51歳~55歳		2	14	23	8	33	6	50						136	11			147
56歳~60歳		20	26	27	3	41		13		7				137	8	1		146
61歳~								23		7				30	4	3		37
合 計	0	23	41	54	14	77	39	290	2	102	5	4	55	706	25	5	0	736

4 級別・本県在職年数別人員調

(平成23年5月1日現在)

区 分	行 政 職								労 務 職			合計
	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	1級～ 3級	
1年未満								17				17
1年～5年							3	35				38
6年～10年						7	4	3				14
11年～15年					6	36	2					44
16年～20年					65	44			6	1		116
21年～25年			4	12	131	2			10			159
26年～30年		2	11	17	76	1			4			111
31年～35年		14	56	44	16	2			5	4		141
36年～40年		7	24	16	19	6						72
41年～45年				2	16	6						24
合計	0	23	95	91	329	104	9	55	25	5	0	736

5 役付職

課長補佐	課長補佐	参事補佐
龍 俊郎	幸島 広則	津野 義嗣
2283	2304	内350
643-3063	643-3070	473-6922

筑紫	北九東	北九西
513-5573	093-592-3511	093-662-9310
*2747	*1903	*1006
092-513-5580	093-592-3504	093-681-1889
*2745	*1900	*1005
内田和則	鎌田保憲	田尾清輝
中村康夫	浜田倫彰	嘉村孝行
*	*	*
(兼務)	田洪七美	新田 宏
*	手島幹夫	鶴戸芳文
*	*	
*	*	稲垣茂久
萩尾法之	柿本智弘	勝木義雄
田中正利	宇都宮 宏	鐘井雅宣
*	*	*
*	村上隆夫	*
辻岡茂喜	小方 康	金丸壽彦
国崎靖典	山本 晃	古賀宣孝
*	*	*
*瀧崎眞智子	安武義明	坂本直子
*	草野佐知子	宮地正則
*	*	*
*	*	*
白石 力	藤原輝海	坪根浩和
*	山下和俊	中島悦子
*	*	*
*	*	惠谷信弘
*	*	*
萩野光弘	大岩 勉	瀬利充昭
川波和久	渡邊善高	鶴留昭治
*	徳田英雄	宮田美佐子
*	*	*
*	*	*
*	小宮隆太	*
渡 隆三	古賀照高	山下一成
*	*	*
*	下村久美子	*
宮崎嘉浩	鈴川悦子	白澤多美子

、田川・大牟田・筑後・行橋県税は副長。

平成23年5月1日現在

第一係長	直稅第二係長	間稅係長	広域調查係長
事補佐) 彰規	末次 竜二	(本參事補佐) 小路 則子	(本參事補佐) 岡田 富美雄
288	2342	2308	内354
-3064	643-3070	643-3065	473-6922
収班長	特別徵稅班長	電算係長	收納管理係長
補佐) 治郎	北村 一成	(本參事補佐) 石橋 浩一	後藤 哲也
310	2351	2297	2345
-3060	643-3049	643-3068	643-3050
留米	大牟田	筑後	行橋
30-1012	0944-41-5122	0942-52-5131	0930-23-2216
503	*3443	*1017	*2502
30-1009	0944-41-5121	0942-52-5136	0930-23-2767
500	*3440	*1016	*2500
滋	川内康彦	金子良正	和田善勝
達二郎	*	*	*
*	本田美和子	北島重光	尾形和博
己喜夫	*	*	*
明男	*	*	*
	*	*	*
郁生	*	*	*
郭 豊	宮本敏明	戸島秀徳	小田代俊一
浩幸	*	*	*
*	*	*	*
政善	*	*	*
修二	成清澄夫	橋本仁氏	宮本直樹
和生	*	*	*
*	*	*	*
登世美	*西田嘉昭	*古賀哲二	*松山賢二
繁喜	*	*	*
*	*	*	*
*	*	*	*
良勝	*	*	*
裕二	*	*	*
武文	*	*	*
俊作	*	*	*
*	*	*	*
英則	*近見博之	*大塚豊彦	*船津 司
峰人	*	*	*
*	*	*	*
*	*	*	*
*	*	*	*
克彦	*	*	*
佳代	*	*	*
浩義	*	*	*
正好	*	*	*
和夫	*	*	*

機 構 務 税

直税第一、直税第二、
 算、収納管理の9
 唐・指導、軽油引取
 整理を行い、県内に
 斤（博多、東福岡、
 飯塚・直方、久留
 米事務所（田川、大牟

県財政収入の根幹
 同年5月12日総務
 局29日に至り県税の
 市部に福岡・小倉・
 郡部に地方事務所

名称を財務事務所に
 管轄していた小倉
 ・八幡・若松の5財
 務所の委譲、事業税の
 5ため税務機構の強

に関する指導・啓蒙
 及び納入の促進を図
 系となる。)を設け、
 牛を取り締まるため
 ①県税の賦課・徴
 収事項③地方配付
 割及び市町村民税の
 事項をその所管事務

団の勧告に基づく
 根本的改革が行われ
 税務機構を拡充強化
 事務所から税務機構
 事務所を設置し、更に
 事務所支所を設け、
 務課、直税課及び間
 ・久留米の3財務事

収入に占める比重は
 徴収を左右するところ
 の近県に本店を有
 を促進し、及び税収
 徴出張所を開設し

月11日東京事務所の
 事務所財務課と改称。
 の近県に本店を有す
 果を図るため大阪税
 務、県税徴収の完全
 した徴収係を徴収課

月1日大阪事務所の
 所税務係と改称。同
 じ、税務行政の運営
 等に努めることとな

- キ 昭和27年12月財務事務所設置条例の一
 ①昭和28年6月1日から従来管轄区域が
 福岡財務事務所を東・西に二分割し、ま
 者の利便を図る見地から浮羽郡吉井町に
 務所吉井支所を設け、②東京都・大阪府
 に本店を有する法人事業税の分割事務の
 割後の賦課・徴収の強化を図るため東京
 及び大阪事務所税務係を廃止し、昭和27
 年・大阪両税務出張所を設置した。
- ク 税務課において昭和24年以来県民の納
 ・宣伝及び税務広報に関する事務を分掌
 係は一応所期の目的を達成したので、昭
 和27年以降廃止し、庶務係に統合した。
- ケ さきに設置された東京・大阪両税務出
 務内容及び対外的比重から昭和29年6月
 事務所及び大阪税務事務所と改称した。
 税務課の直税係を二分して直税第一係及
 とし、査察係を廃止し、監察係を指導監
 昭和29年6月1日付けで羽犬塚財務を筑
 井支所を浮羽支所に改称した。
- コ 税務課において昭和27年5月以来税務
 況の監察及び税務職員の綱紀保持に關す
 していた指導監察係は、県全般に及ぶ機
 として昭和30年11月16日付けをもって廢
 事務の大半は庶務係に吸収統合された。
- サ 税務課において県税全般に対する企画
 を行い税務行政の一層の円滑化を図るた
 月1日付けで企画調査係が新設された。
- シ 各財務事務所のうち必要と認められる
 2月23日付けで係長制度が設けられた。
- ス 直方財務事務所の所管区域であった中
 を昭和39年7月1日付けで若松財務事務
 更し納税者の利便を図った。
- セ 自動車税の証紙徴収業務の開始に伴い
 月1日以降同業務を西福岡財務事務所及
 務所で取り扱うこととした。また自動車
 収集については、従来税務課で取り扱っ
 業務を昭和41年8月1日以降西福岡財務
 倉財務事務所に移管した。
- ソ 筑後財務事務所の所管区域であった筑
 年2月1日付けで久留米財務事務所の地
 税者の利便を図った。
- タ 福岡県陸運事務所が西福岡財務事務所
 岡財務事務所管内へ移転したことに伴い
 月1日から自動車税申告書の収集及び自
 収事務を西福岡財務事務所から東福岡財
 務事務所に移管した。
- チ 税法改正により昭和43年7月1日から
 新設により、東福岡財務事務所並びに小
 で業務を取り扱うこととした。
- ツ 自動車台数の毎年増加により自動車税
 理するため、昭和43年8月28日から税務
 設置し自動車税事務の合理化を図った。
- テ 昭和43年8月28日に円滑な人事管理運
 め東福岡・西福岡・小倉・八幡・久留米
 事務所に次長制を設置した。
- ト 昭和45年9月11日東福岡・西福岡財務
 係を2係制とした。
- ナ 昭和47年9月11日直方・田川・飯塚の

部を改正し、
 広汎に過ぎた
 た郡部の納税
 久留米財務事
 及びその近県
 促進並びに分
 事務所財務課
 年12月27日東

税思想の啓蒙
 していた指導
 和28年1月1

出張所はその事
 1日東京税務
 同年7月1日
 び直税第二係
 察係に改めた。
 後財務に、吉

行政の運営状
 事務を分掌
 構改革の一環
 止され、その

立案及び調査
 め昭和33年4

課に昭和36年

間市・遠賀郡
 所の区域に変

、昭和40年4
 び小倉財務事
 税の申告書の
 てきたが、同
 事務所及び小

邦町を昭和42
 域に変更し納

管内から東福
 、昭和43年4
 自動車税証紙徴
 務事務所に移

自動車取得税
 倉財務事務所

を集中事務処
 課に計算係を

営を期するた
 ・大牟田財務

事務所の収納

筑豊3財務事

引取税に
税事務所

月19日
係に改め、
者ごとに
織を改編
収税課に
。(規模

に集中化

月1日付
県税事務

に立ち、
日から、
係と主に
自動車二
係を間税
し電算係

1日から、
的に処理
収納管理

の執行と
税事務所
た。

務所
所
事務所
務所。

務所
所
税務課に

ついて、
とした。
多県税事

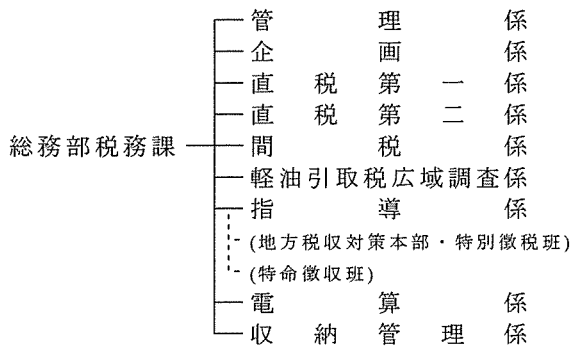
経油引取
県たばこ
とした。
正な課税
中調査要
源移譲に
脱収対策

強化のた
・直方、
、筑豊、

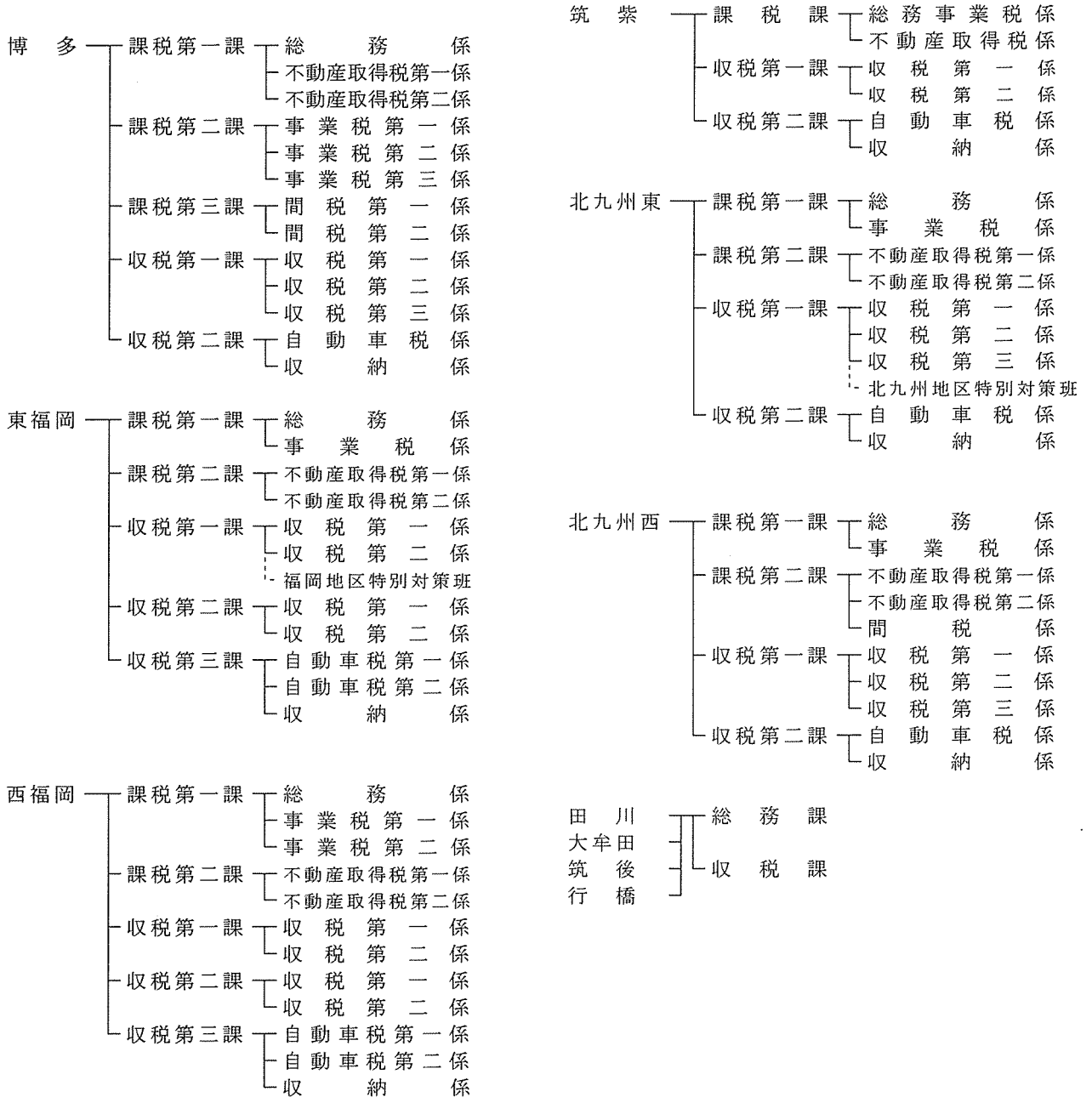
対応する
た。
特別機動

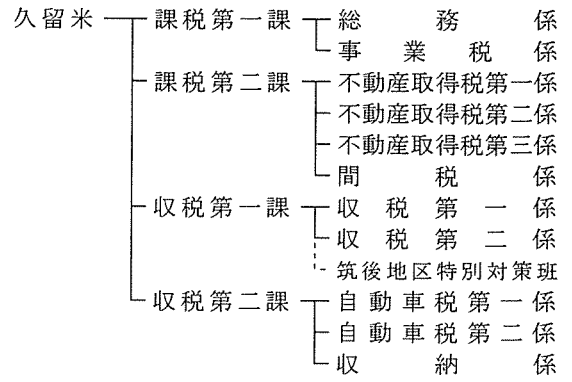
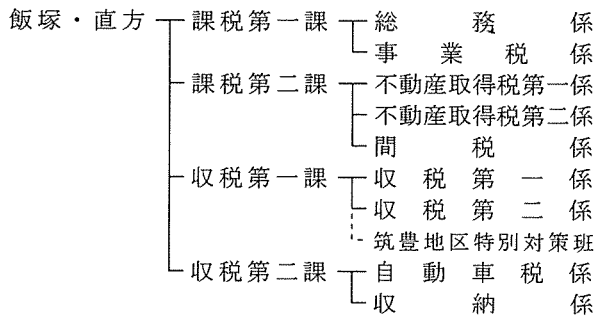
(3) 稅務機構一覽表(平成23年5月1日現在)

主 管 課



出先機關 (縣稅事務所)





(4) 所掌事務 (平成23年5月1日現在)

税務課

管理係

- ・ 庶務に関すること。
- ・ 県税事務所に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。

企画係

- ・ 地方揮発油譲与税に関すること。
- ・ 国有資産等所在都道府県交付金に関すること。
- ・ 石油ガス譲与税に関すること。
- ・ 地方法人特別譲与税に関すること。
- ・ 県税収入の予算に関すること。
- ・ 税務行政の総合企画、調査及び調整に関すること。
- ・ 税務広報に関すること。
- ・ 税務争訟に関すること。
- ・ 税務研修に関すること。

直税第一係

- ・ 県民税及び事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。

直税第二係

- ・ 不動産取得税、自動車税、鉱区税、固定資産税、自動車取得税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

間税係

- ・ 地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税（軽油引取税広域調査係において所掌するものを除く。）及び産業廃棄物税の賦課及び犯則取締りに関すること。

軽油引取税広域調査係

- ・ 軽油引取税の犯則取締り（県内に事務所等を有しない特別徴収義務者に関する調査及び広域的かつ緊急に処理を要する調査）に関すること。

指導係

- ・ 納税貯蓄組合に関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分並びに犯則取締りに関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関すること。

電算係

- ・ 税務事務の電算処理システムの維持管理及び運用に関すること。
- ・ 収納に関すること。
- ・ 県税収入の決算に関すること。

収納管理係

- ・ 督促状の発付並びに収納決算及び統計に関すること。

博多県税事務所

課税第一課

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。

- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。
- ロ 不動産所得税第一係
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
 - ・ 鉱区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ハ 不動産取得税第二係
 - ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

課税第二課

イ 事業税第一係

- ・ 個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 事業税第二係

- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 事業税第三係

- ・ 法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって分割支店法人に係るものに関すること。

課税第三課

イ 間税第一係

- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 産業廃棄物税の賦課に関すること。（間税第二係において所掌するものを除く）
- ・ 特別地方消費税の賦課及び犯則取締りに関すること。

ロ 間税第二係

- ・ 産業廃棄物税の賦課に関する事務の総括に関すること。
- ・ 産業廃棄物税の賦課に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯則取締りに関すること。（間税第一係において所掌するものを除く。）

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。

理に関する事務であって所長の指
関すること。

納処分（特殊滞納整理に関するも
分後のもの並びに収税第二課自動
て所掌するものを除く。）に關す
て所長の指定する区域に係るもの

に關すること。
合に關すること。

納処分（特殊滞納整理に関するも
に關する事務であって滞納処分後
ること。

納処分（特殊滞納整理に関するも
分後のもの並びに収税第二課自動
て所掌するものを除く。）に關す
て所長の指定する区域に係るもの

納処分（特殊滞納整理に関するも
分後のもの並びに収税第二課自動
て所掌するものを除く。）に關す
て所長の指定する区域に係るもの

賦課及び犯則取締りに關すること
理に關する事務であって所長の指
關すること。

1年以下のものであつて滞納報告
自動車税以外の滞納がないものに
の徴収及び滞納処分に関する事

促状の発付並びに過誤納金の還付
すること。

登録申請に係る報告に關すること。
ること。

に關すること。
係に属しない事務の処理に關する

及び個人事業税の賦課及び犯則取
ること。

及び法人事業税（分割支店法人に
く。）の賦課及び犯則取締りに關

第一係
税の賦課及び犯則取締りに關する
に關すること。

税の賦課及び犯則取締りに關する
所長の指定する区域に係るものに

定資産税及び狩猟税の賦課及び犯
すること。

第二係
税の賦課及び犯則取締りに關する
所長の指定する区域に係るものに

關すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に關すること。
- ・ 特殊滞納整理に關する事務であつて所長の指
定するものに關すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に關するも
の及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動
車税第一係及び同課自動車税第二係において所
掌するものを除く。）に關する事務であつて所
長の指定する区域に係るものに關すること。
- ・ 徴収の囑託に關すること。
- ・ 納税貯蓄組合に關すること。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に關するも
の及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動
車税第一係及び同課自動車税第二係において所
掌するものを除く。）に關する事務であつて所
長の指定する区域に係るものに關すること。

収税第二課

イ 収税第一係

- ・ 特殊滞納整理に關する事務であつて所長の指
定するものに關すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に關するも
のを除く。）に關する事務であつて滞納処分後
のものに關すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に關するも
の及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動
車税第一係及び同課自動車税第二係において所
掌するものを除く。）に關する事務であつて所
長の指定する区域に係るものに關すること。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に關するも
の及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動
車税第一係及び同課自動車税第二係において所
掌するものを除く。）に關する事務であつて所
長の指定する区域に係るものに關すること。

収税第三課

イ 自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに關する事務
の総括に關すること。
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに關する事務
であつて所長の指定する登録番号に係るものに
關すること。
- ・ 特殊滞納整理に關する事務であつて所長の指
定するものに關すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであつて滞納報告
後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに
係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る
ものに關すること。

ロ 自動車税第二係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに關する事務
であつて所長の指定する登録番号に係るものに
關すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであつて滞納報告
後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに
係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る
ものに關すること。

ハ 千早（箱崎）分室（福岡市駐在）

- ・ 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車
税の賦課、徴収及び犯則取締りに關すること。
- ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車
税の収納に關すること。

ニ 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

西福岡県税事務所

課税第一課

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。

ロ 事業税第一係

- ・ 個人事業税、法人県民税及び法人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 事業税第二係

- ・ 個人事業税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 個人県民税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割の賦課及び犯則取締りに関すること。

課税第二課

イ 不動産取得税第一係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 鉦区税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯則取締りに関すること。

ロ 不動産取得税第二係

- ・ 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。
- ・ 徴収の囑託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第二課

イ 収税第一係

- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するものを除く。）に関する事務であって滞納処分後のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第三課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）に関する事務であって所長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第三課

イ 自動車税第一係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務の総括に関すること。
- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

ロ 自動車税第二係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関する事務であって所長の指定する登録番号に係るものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに係る自動車税で所長の指定する登録番号に係るものに関すること。

ハ 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。

筑紫県税事務所

課 税 課

イ 総務事業税係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関すること。
- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること。

ロ 不動産取得税係

不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する
 自動車税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯
 則取締りに関すること。

一課

滞納整理の企画に関すること。
 滞納整理に関する事務であって所長の指
 定するものに関すること。
 及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
 の及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動
 車税において所掌するものを除く。）に関す
 る事務であって所長の指定する区域に係るもの
 に関すること。
 徴収の嘱託に関すること。
 納税貯蓄組合に関すること。

二係

滞納整理の企画に関すること。
 滞納整理に関する事務であって滞納処分後
 のものに関すること。
 及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
 の及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動
 車税において所掌するものを除く。）に関す
 る事務であって所長の指定する区域に係るもの
 に関すること。

二課

自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
 滞納整理に関する事務であって所長の指
 定するものに関すること。
 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告
 後以下の自動車税以外の滞納がないものに
 関すること。
 及び督促状の発付並びに過誤納金の還付
 及び充当に関すること。

税事務所

一課

土地の登録申請に係る報告に関すること。
 滞納に関すること。
 滞納会計に関すること。
 滞納及び他係に属しない事務の処理に関する
 こと。

二係

県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取締
 りに関すること。
 県民税及び法人事業税（分割支店法人に
 関するものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関
 すること。

二課

取得税第一係
 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する
 事務の総括に関すること。
 不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する
 事務であって所長の指定する区域に係るもの
 に関すること。
 自動車税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯
 則取締りに関すること。
 取得税第二係

不動産取得税の賦課及び犯則取締りに関する
 事務であって所長の指定する区域に係るもの
 に関すること。

収税第一課

イ 収税第一係

- ・ 滞納整理の企画に関すること。
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指
 定するものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
 の及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動
 車税係において所掌するものを除く。）に関す
 る事務であって所長の指定する区域に係るもの
 に関すること。
- ・ 徴収の嘱託に関すること。
- ・ 納税貯蓄組合に関すること。

ロ 収税第二係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
 のを除く。）に関する事務であって滞納処分後
 のものに関すること。
- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
 の及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動
 車税係において所掌するものを除く。）に関す
 る事務であって所長の指定する区域に係るもの
 に関すること。

ハ 収税第三係

- ・ 徴収及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
 の及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動
 車税係において所掌するものを除く。）に関す
 る事務であって所長の指定する区域に係るもの
 に関すること。

収税第二課

イ 自動車税係

- ・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに関すること
- ・ 特殊滞納整理に関する事務であって所長の指
 定するものに関すること。
- ・ 滞納報告後1年以下のものであって滞納報告
 後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに
 係る自動車税に関すること。

ロ 曾根分室（北九州市駐在）

- ・ 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車
 税の賦課、徴収及び犯則取締りに関すること。
- ・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車
 税の収納に関すること。

ハ 収納係

- ・ 収納及び督促状の発付並びに過誤納金の還付
 及び充当に関すること。

北九州西県税事務所

課税第一課

イ 総務係

- ・ 税理士の登録申請に係る報告に関すること。
- ・ 庶務に関すること。
- ・ 財務会計に関すること。
- ・ 他課及び他係に属しない事務の処理に関する
 こと。

ロ 事業税係

- ・ 個人県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取
 締りに関すること。
- ・ 法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に
 係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関
 すること。

内 会計に関すること。
外 属しない事務の処理に関すること。
内 書及び申請書の受付に関すること。
内 及び督促状兼引受書の発付に関すること

課

内 整理の企画に関すること。
外 滞納整理に関すること（税務課において
するものを除く。）
又及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
を除く。）に関すること。
又の嘱託に関すること。
又貯蓄組合に関すること。

県税事務所

一課

内 士登録申請に係る報告に関すること。
外 に関すること。
外 会計に関すること。
外 及び他係に属しない事務の処理に関する

二係

内 県民税及び個人事業税の賦課及び犯則取
締りに関すること。
内 県民税及び法人事業税（分割支店法人に
係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関
すること。

二課

内 取得税第一係
外 産取得税の賦課及び犯則取締りに関する
こと。総括に関すること。
外 産取得税の賦課及び犯則取締りに関する
こと。所長の指定する区域に係るものに関
すること。
外 税、固定資産税及び狩猟税の賦課及び犯
則取締りに関すること。
内 取得税第二係
外 産取得税の賦課及び犯則取締りに関する
こと。所長の指定する区域に係るものに関
すること。
内 場利用税及び軽油引取税の賦課及び犯
則取締りに関すること。
内 地方消費税の賦課及び犯則取締りに関す
ること。

一課

第一係

内 整理の企画に関すること。
外 滞納整理に関する事務であって所長の指
示に関するものに関すること。
又及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
を除く。滞納処分後のもの並びに収税第二課自動
系において所掌するものを除く。）に関す
る事務であって所長の指定する区域に係るもの
に関すること。
又の嘱託に関すること。
又貯蓄組合に関すること。

第二係

又及び滞納処分（特殊滞納整理に関するも
を除く。）に関する事務であって滞納処分後
のりに関すること。

整理に関するも
収税第二課自動
除く。)に關す
区域に係るもの

りに關すること
あつて所長の指

あつて滞納報告
納がないものに

徴収する自動車
に關すること。
交付及び自動車

過誤納金の還付

に關すること。

の処理に關する

賦課及び犯則取

分割支店法人に
犯則取締りに關

取締りに關する

取締りに關する
域に係るものに

取締りに關する
域に係るものに

取締りに關する
域に係るものに

税の賦課及び犯

税の賦課及び犯

則取締りに關す

・ 特殊滞納整理に關する事務であつて所長の指
定するものに関すること。

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に關するも
の及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動
車税第一係及び同課自動車税第二係において所
掌するものを除く。)に關する事務であつて所
長の指定する区域に係るものに関すること。

・ 徴収の囑託に關すること。

・ 納税貯蓄組合に關すること。

ロ 収税第二係

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に關するも
のを除く。)に關する事務であつて滞納処分後
のものに関すること。

・ 徴収及び滞納処分(特殊滞納整理に關するも
の及び滞納処分後のもの並びに収税第二課自動
車税第一係及び同課自動車税第二係において所
掌するものを除く。)に關する事務であつて所
長の指定する区域に係るものに関すること。

収税第二課

イ 自動車税第一係

・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに關する事務
の總括に關すること。

・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに關する事務
であつて所長の指定する登録番号に係るもの
に關すること。

・ 特殊滞納整理に關する事務であつて所長の指
定するものに関すること。

・ 滞納報告後1年以下のものであつて滞納報告
後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに
係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る
ものに関すること。

ロ 自動車税第二係

・ 自動車税の賦課及び犯則取締りに關する事務
であつて所長の指定する登録番号に係るもの
に關すること。

・ 滞納報告後1年以下のものであつて滞納報告
後1年以下の自動車税以外の滞納がないものに
係る自動車税で所長の指定する登録番号に係る
ものに関すること。

ハ 上津分室(久留米市駐在)

・ 自動車取得税及び証紙により徴収する自動車
税の賦課、徴収及び犯則取締りに關すること。

・ 自動車税に係る納税証明書の交付及び自動車
税の収納に關すること。

ニ 収納係

・ 収納及び督促状の發付並びに過誤納金の還付
及び充當に關すること。

区域表

(平成23年5月1日現在)
 福岡県税事務所設置条例

区域	電話番号
・南区	092-473-8311(代)
宗像市、 市、	092-641-0201(代) 092-661-5456
・西区・ 区、糸島市	092-735-6141(代)
日市、 宰府市、	092-513-5573(代)
区・ 倉南区	093-592-3511(代) 093-473-0177
区・戸畑区・ 幡西区、 郡	093-662-9310(代)
郡 については、 事務所が所管	0947-42-9302(代)
市、 市、 郡	0948-21-4902(代) 0948-82-1010
郡市、 倉市、 郡	0942-30-1012(代) 0942-21-0554
川市、 については、 が所管	0944-41-5122(代)
市、大川市、 郡 については、 が所管	0942-52-5131(代)
市、京都郡、 については、 が所管	0930-23-2216(代)
	092-651-1111(代)